

第5回 八尾市男女共同参画推進にかかる条例検討委員の会 会議録（要旨）

1 日時 平成21年10月14日（水）午前10時～12時

2 場所 八尾市役所本館6階 604会議室

3 出席者 別紙

4 会議内容

（1）挨拶、市民意見提出制度で寄せられた意見について報告

（2）案件1 （仮称）八尾市男女共同参画推進条例（案）について報告

案件2 市民意見提出制度で寄せられた意見について

案件3 その他

5 議事内容

〈事務局〉**資料1**（仮称）八尾市男女共同参画推進条例（案）、**資料2**市民意見提出制度で寄せられた意見 の説明

〈座 長〉この会としては、事務局からパブリック・コメントの報告を受けて、それに対して意見を述べるということですか。

〈事務局〉本来は検討委員の皆さんからいただいた意見を踏まえ、市で成案をまとめて、広く市民に意見を問い、その後の手続きは、市が行うこととなりますが、パブリックコメントでいただいたご意見の中には、検討委員の会で議論になった内容も含まれており、庁内で最終決定をする際に、やはり委員さんの意見もお聞きした上で、市として最終決定をしたいと考えています。

〈座 長〉それでは、寄せられた市民の意見を入れた形で、皆さんの意見をいただくということにします。

〈委 員〉私はこの市民意見提出制度を楽しみにして待っていました。50人位の人に話をして意見を聴いてみたりしました。中には条例を作ることより非正規職員をもっと減らすなど、条例を作る前にすることがあるのではないかという意見もありました。

〈座 長〉そのような意見も気持ちとしては分かるのですが、状況が厳しくなってくると狭く考えてしまいがちですが、そうではなくて男女共同参画推進条例というのはこのような状況を打開するためにも要るんですということでやっていきましょう。寄せられた意見には「ごもっともだ」という意見も、「無理ではないか」という意見もありますので、皆さんのご意見を聴かせてください。

〈委 員〉この検討委員の会では、パブリックコメントで出された意見を踏まえて、もう一度案を作り直すというわけではないですね。寄せられた意見に対して意見を出せばいいのですね。

〈事務局〉パブリックコメントで出された意見に対しては、検討委員の会で回答を出すのではなく、市が回答を示します。勿論、検討委員の皆さんにも市が提示する回答をお示しします。

〈座 長〉今までの検討委員の会の議論の中で、意見が分かれた内容もありましたが、それに関してパブリックコメントでは、どういう見方をされているのかということが今回わかりました。この会でそれらに対してもう一度検討するのは非常にいいことだと思います。条例案は市民の皆さんには割りと好意的に見ていただいている

ようですが。

1 ページ目に、「ものづくりのまちを支える中小企業において」とありますが、ここに「農業」を入れてはどうかというご意見がありました。私たちも初めは農業を考慮していたという経緯がありますので、農業についての記述も入れていいのではないですか。

〈委員〉八尾には服部川の辺りでため池で雑魚を育てている水産業もあります。

〈委員〉そうすると、あらゆる職業ということになりますね。農業だけに限定してはいけませんね。

〈座長〉林業はどうですか。

〈委員〉八尾市には山もありますから林業もありますね。

〈座長〉それでは、どうしますか。

〈委員〉自営業はどうなりますか。水産業も自営業ですね。

〈座長〉では、「ものづくりのまちを支える中小企業や自営業において」ということでどうですか。

〈委員〉自営業というのが何を指しているのかが、はっきりしない気がします。

〈座長〉中小企業と自営業の違いは何ですかね。

〈委員〉イメージでいうと、中小企業は法人化しているが、自営業の場合はそうではなくて、個人で事業をされている方というイメージがあります。

〈委員〉小売業をやっておられる方も、自営業が多いです。

〈委員〉この部分は特出し部分で、女性は多く働いているが、参画の割合は高くない、特に中小企業において問題が大きいということを言っている部分で、それではいけないというわけですから、ここは八尾市で働く女性が多いけれどもという程度に留めて、具体的なものを列挙しない方がいいのではないですか。

〈委員〉私は、ここは大事だと思います。

〈委員〉私が申し上げているのは、この部分の修正を求める意見に応えようすれば、ここは「八尾市で働く女性は多いけれども・・・」という程度にして、原案を変える必要は必ずしもないのではないかと思います。

〈委員〉私は中小企業や中小零細自営業者のこともふれて欲しいです。

〈座長〉この段落は、市民活動が盛んだが決定過程への参画率は高くないと一般的に言って、働く場でも均等な雇用と待遇の確保には、なお至っていないということを言っている部分です。ここは「ものづくりのまちを支える中小企業や自営業において」というように「自営業」を入れたらどうでしょうか。

〈委員〉私はまちづくり条例ではないので、もう入れなくてもいいのかなと思います。

〈座長〉自営業は入れないということですか。

〈委員〉自営業は大事だと思いますが、「まちづくり何とか」というのは要らないかと思っています。

〈座長〉「市民活動の盛んなまちです」というのは、非常にいいですね。八尾のプライドであり、市民のプライドでしょ。独自性があるので、これを入れようということでしたね。

「男女の均等な雇用と待遇の確保には、なお至っていません。」という苦しい表現について市民から寄せられた意見では、「とりわけ社会的にも経済的にも、その地位の遅れや待遇の確保がされていません。」と厳しく言われていますが、雇

う方も、雇われる方もしんどい。一生懸命頑張っておられるが難しいですね。

〈委員〉「地位の遅れ」という意味がわかりにくいですね。地位というのは、遅れているか、遅れていないかという問題ではない。入れるとしても「遅れ」は削除したほうがいい。

〈座長〉先ず均等な雇用と待遇の確保が図られるべきですから、原案の方がいいですね。

〈委員〉私も、原案の方がいいと思います。提案されている意見は、何を言おうとしているのかが分かりにくい。

〈座長〉それでは、原案のままということで。

〈委員〉中小企業のところだけ、少し膨らませばいいかと思います。

〈委員〉自営業についてもふれればいいのではないですか。パブリックコメントでは、農業で働く人はどうなっているのかと問われているのですから。

〈事務局〉中小企業のところを自営業や農業にもふれて、膨らませて表現するというところで検討します。

〈座長〉次に前文の最初の部分ですが、「我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際婦人年や女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約等を軸とした国際社会の動きと連動しつつ、男女平等の実現に向けた様々な取組が行われてきました」とありますが、「平等・開発・平和を目標に掲げた国際婦人年」と国際婦人年の目標を入れてはどうかという意見がありました。どうですか。

〈委員〉長くなりますが、「平等・開発・平和」の3つは男女共同参画を進めていくにあたってとても大切なキーワードだと思います。

女子差別撤廃条約もこのテーマです。「開発」は「能力開発」の意味で使われており、「女性の能力開発」「隠れた人材を掘り起こす」という意味合いが込められています。

〈座長〉「国際婦人年」の前に形容詞として、「平等・開発・平和を目標に掲げた国際婦人年や」で一度文章を切って、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約等を軸とした」としてはどうですか。

〈委員〉これは「国際婦人年」も、「国際社会の動き」にかかっているんですね。国際婦人年を軸とした国際社会の動きということですね。

〈座長〉「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」というのは、「女子差別撤廃条約」と省略できないですか。

〈委員〉女子差別撤廃条約の方がいいですね。

〈委員〉条例の前文に書くのに通称名称を使うのは、少し違和感があります。

〈座長〉では、原案のままでいくということでよろしいですね。

〈委員〉長いですが、それでいいと思います。

〈座長〉国際婦人年の前に、「平等・開発・平和を目標に掲げた国際婦人年」と入れることにします。

次に、男女平等の実現を男女平等社会の実現と修正するようにというご意見が寄せられていますが、どうでしょうか。

〈委員〉「男女平等の実現」を「男女平等社会の実現」にすると、かえって意味合いが狭くなりませんか。

〈座長〉そうですね、原文どおり「男女平等の実現」のままにしておきましょう。

次に「豊かで活力があり」という段落で、この段落は非常に長いうえ、「責任も喜びも苦労も成果も共に」の部分は情感に訴える表現よりキッパリと言い切った方が良いという指摘がありましたが、どうですか。

〈委員〉長いですが、区切るとするとどこで区切りますか。

〈委員〉「地域コミュニティに、産業活動に、行政施策にと」という表現は、第5条で使われている「職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野に」と表現をそろえたらいいのではないですか。意味は同じで、シンプルな表現になると思いますが。

〈委員〉どちらもいいと思いますが、原案どおりの方が、思いが伝わるのかなという気がします。

〈委員〉文章にするのは、すごく難しいですね。

〈座長〉では、ユニークさを大切に原案のままにしておくことにしましょう。

〈委員〉多分、読み手の市民の皆さんは原案の方が分かりやすくて想像しやすいでしょう。

〈座長〉最後の段落の「このような認識に立ち」という部分は、「ここに八尾市において、男女共同参画の推進に取り組むことを決意し」と変えてはどうかという意見はどうですか。

〈委員〉私もこの寄せられた意見と同じ意見です。

市民及び事業者が協働してという部分は、ちょっと違うのではないかと思います。

〈委員〉多分この意見を出されている方は、市、市民、事業者が協働して、男女共同参画を実現していくということはおかしいのではないかとされていると思います。このご意見に対しては、この会のスタンスとして、はっきりさせておかなければいけないのかなと思います。

〈委員〉この意見を出された方は、これは市の責任で進めるものだとおっしゃっているようです。私は、協働の方がいいと思います。

〈委員〉私はずっと初めから言っていましたが、差別撤廃条約も国の出しているものもあるものを読んでみましたが、協働という感覚、共にという感覚はありません。参議院で附帯決議が出されていますが、基本法にも協働は出ていません。国は、県は、締約国は、とはっきり言っているから、この条例は八尾市の条例なのだから協働はない方がいい、すっきりしているという考えです。差別撤廃条約を批准したときに国がきちんと、男女平等法にできなかったから、問題がぼやけてしまったと思います。

〈座長〉市と市民及び事業者が協働して男女共同参画を推進していくということで、条例を検討してきたわけですから、協働して取り組むことは、何も市への追及を甘くしたということではなくて、協働しようという意識に、市が率先して誠実に応えなければいけないということを要求するということです。

〈委員〉市が誠実に答えるということを期待します。

〈座長〉次に、男女共同参画の定義についてですが、どうですか。

「平等な構成員として成果及び利益を享受する」はどうですか。

〈委員〉平等な構成員という使い方はしないですね。

〈委員〉平等な構成員というのは、日本語的に分からないですね。

〈座長〉積極的改善措置について意見がありましたが、どうですか。

これを格差是正措置に、「男女いずれか一方に対し」を「不利な状況にある性に

対し」とし、「当該機会」を「格差是正の機会」に変えるというご意見ですがどうですか。

〈委員〉「積極的格差是正措置」という言葉を使うかどうかについては、意味は同じですから「積極的改善措置」でもいいと思います。

それと、「男女のいずれか一方に対し」を「不利な状況にある性に対し」とするのは、確かにわかりやすいかもしれませんが、この前に「男女間の格差を改善するため必要な範囲内において」とありますので、当然一方が不利な状況に置かれているということが前提とされているわけですから、「不利な状況にある性に対し」と表現すると同じことを繰り返し言うことになると思います。

それから「当該機会」を「格差是正の機会」に変えてはどうかというご意見ですが、この第2号は、「前号に規定する機会に係る」という言葉で始まり、前の第1号を受けている条文です。同じ条文の中で「当該機会」と書かれていますのでこれは「前号に規定する機会」であると分かるのですが、ここで「格差是正の機会」と言ってしまうと、一体何の機会だということになりますから、そのままでもいいと思います。

〈座長〉「男女のいずれか一方に対し」というのを削除したらどうなりますか。

〈委員〉積極的改善措置をどちらに対して行うのか分からなくなります。

〈委員〉原案でいいです。

〈座長〉では、そうしましょう。

それからセクシュアル・ハラスメントの定義についてですが、「又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に」を削除するという意見ですね。「職場その他の社会的関係において、相手の意に反した性的な言動により、その者に苦痛若しくは不快感を与えることをいう。」にしますか。

〈委員〉でもセクハラの定義として、一般的にそれでいいのですか。

〈座長〉そういうことをされた者が不快感や、あるいは不利益も受けるということ。

〈委員〉繰り返して書いているので、削除してもいいのではないですか。

〈委員〉言葉的には、それが合っているという気がします。

〈座長〉では、そうしましょう。

次に、「職場その他の社会的関係において」という部分で、学校が含まれているのかという意見がありました。

〈委員〉この表現で、学校も含まれていると考えた方がいいと思います。確かにスクール・セクハラがありますから「その他の社会的関係」に学校も含まれると、原案のままでいいと思います。

〈座長〉では、そうしましょう。

「苦痛若しくは不快感、あるいは不利益を与えることをいう」で、どうでしょうか。

〈委員〉この定義はあえて書き分けているのではないのでしょうか。つまり前段の「苦痛若しくは不快感を与え」というのは、ある種の精神的なことにとどまるんだけど、後段の方になると、具体的に対応により不利益が生じているということですから、あえてその点を強調して、長くなるけれども書き分けたと理解をすると、やはり原案どおりがいいのかなと思います。

〈委員〉でも間接差別は含まれなくなりますが。

〈委員〉それは、別のところで禁止する規定になっていると思います。

〈座長〉ここの表現はなかなか分かりにくいですが、意に反した性的言動を受けて「やめて下さい。」と言ったら、それで嫌がらせを受け、職場を辞めざるを得ないことになったというような想定です。職場を辞めざるを得ないという不利益を与えられるということを分かりにくい言葉で書いているのですね。

〈委員〉「性的な言動に対する相手方の対応により」という箇所を削除するよう提案されているご意見は、相手方がどう対応したかどうかは関係ない、何でも不利益を与えたらセクハラなんだという意味で提案されているのだと思います。

それはセクハラの問題なのかどうかということですね。

〈座長〉これは職場で起こるセクハラの大きな要素です。例えば、誹謗中傷みたいなもので苦痛や不快感を受け、職場の中で行われた場合には職を失ったりするということがあります。古典的なセクハラ概念ですね。

「相手方の対応によりその者に不利益を与える」の箇所を削除せずこのままでよろしいですね。

次に、ドメスティック・バイオレンスについてですが、どうですか。

〈委員〉どこかに間接差別を入れることはできますか。

〈委員〉セクハラやDVについての定義は第8条の禁止事項の部分で重要になってきます。第8条第1項で「何人も性別を理由とする差別的な取扱いを行ってはならない。」とありますから、ここで間接差別も直接差別も全部だめだと言っているの第8条のこの部分で含まれていることになると思います。

〈座長〉では定義ではこのままにしておいて第8条でもう少し詳しく入れることにしましょう。

次に、「市民」についての定義ですが、どうですか。

〈委員〉これは提案の方がいいと思います。原案のままだと市内に在住した人が、在勤と在学にかかるような印象を受けます。

〈委員〉そうかもしれないですが、提案の方は「在勤及び在学する者」ですから、在勤も在学も両方していないとだめなのかと読めなくはない。そんな人はまずいないですから、逆に範囲を狭めてしまいます。それに対して原案の方は、市内に在住「、」があって「又は」がありますから、在住する者、在勤する者、在学する者と三者というふうに明確に読めます。「在住、在勤、又は在学する」という表現が正確かなという気がします、どちらにしても原案の方がいいかなと思います。

〈委員〉原案は、言葉が少し不自然な感じがします。この提案者の趣旨を考えるならば、原案を変えて分かりやすくした方がいいのではないかと思います。

〈座長〉市内に在住する者、又は在勤、在学する者でいいですか。

〈委員〉在勤若しくは在学する者でいいと思います。

〈委員〉在学とは大学生をイメージするがどうかという意見がありましたがどうですか。

〈委員〉そのようなことは条例では取り上げる必要はないのではないかな。

〈座長〉次に第3条基本理念ですが、第1号には「男女」という言葉が度々書かれています。男女を削除するというご意見がありますが。

〈委員〉性同一性障害を有する方や先天的に身体上の性別が不明瞭な人にも当てはまるように、「男女」を外したら当てはまるかと思ったりしますが、どうですか。

〈委員〉そうすると男女共同参画社会というのをやめなければならないことになります。

〈委員〉あまり条例の範囲を広げてそこまで考えていたら読み手も分かりにくい。「男女」で通用する言葉なのでストレートでいいと思う。どちらにも属さない性とか言い出したらきりがいい。

〈座長〉第3条（基本理念）は、「男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。」と書いてあり、第1号に「男女」という言葉が、5回出てきます。「男女」を取って「個人としての尊厳が重んぜられること、性別による差別的な取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されること、あらゆる暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されること。」と、最後だけ「男女」を入れても十分に意味は同じですね。どうですか。

〈委員〉それでいいです。

〈座長〉次に、第3条の条文の文末が「配慮されること」「確保されること」とありますが、この表現が非常に気になるという意見がありました。

〈委員〉これは、おかしいと思います。

〈座長〉第3条は男女共同参画を進めていくにあたっての考え方や基本理念を示すところです。

〈委員〉これでいいと思います。

〈事務局〉話が前後して申し訳ありません。

第3条第1号で最後の「男女」だけを残すとすると、男女間におけるあらゆる暴力のところの「男女間における」も消すことになり、「あらゆる暴力」ではこの条例の意図・趣旨がぼやけてしまいます。この部分は検討させていただいた方がいいかと思うので、その点ご理解いただき、事務局の方で文章整理をさせていただきます。

〈委員〉あらゆる暴力には派遣法の中で行われている労働法制的な差別とか、男女間の暴力だけではなくて経済的な暴力も含まれるのかなと思います。

〈事務局〉第3条は男女がどんな社会をつくるかという理念を書いているので、そういう意味で主語が要るということを申し上げただけですので、意味はわかっています。

〈委員〉配慮してやってもらったら結構です。

～ 原副市長 挨拶～

〈座長〉第3条の基本理念は男女共同参画を推進していく際の基本的な考え方を示す部分ですから、「配慮されること」「確保されること」という表現でいいですね。

〈事務局〉第3条第3号と第4号の間に、働く場での問題を入れてほしいという意見が幾つかありました。

〈委員〉前文の中で中小企業の話や零細を担っている女性の話が出てきましたので、それが一体条文のどこでふれられるのかと期待していたのですが、基本理念に働く場での問題が入れられればと思っていました。どのような表現にするかは検討していただければと思いますが、前文の意味がここで生きてくるのではないですか。

〈座長〉「働く場における」という内容は、後では出てこないですか。

〈委員〉出てきませんね。これを受けるとすれば第3条第1号「男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること」に職場も含まれているという説明はできるかと

思います。しかし、提案者が納得されるかどうかは別の問題で、確かに第４号では家庭内のことは書いていますが職場のことは特出しをしていないので、入れてもいいかという気はするのですが、もし入れるとすると穏当なのは第１号のところでしょう。

〈委員〉同感です。

〈委員〉それは同感ですね。

〈委員〉ただ、改めて設ける必要があるかどうかは議論していただいた方がいいと思います。

〈委員〉第１号に入れるのはどうですか。

〈座長〉そうすると、どういう入れ方をしますか。追加というような形で入れるのか。ただ、非常に重要だというような意味は理解できるのですが、「職場において」という具体的なことを基本理念の中に入れるのは少し異質であると思います。具体的すぎて。

例えば、第１号の「個人として能力を発揮する機会が確保されること」という時の機会は、あらゆる分野での機会ですが勿論「職場」も含まれます。また、第２号の「性別による固定的な役割を反映した制度又は慣行が配慮されること」という場合にも、職場での制度・慣行が含まれるわけです。だから基本理念というのはかなり抽象的で、そういう形でまとめているのがまさに理念なんです。そこに個別具体的な就業や職場、労働の分野という項目を入れるのはちょっと違和感があります。

〈委員〉基本理念として入れているところが１０県あるそうです。岩手県、福島県、宮城県、栃木県、京都府、和歌山県、兵庫県、愛媛県、高知県、長崎県の１０県です。

〈座長〉京都府はどのように書いていますか

〈委員〉京都府は、第１０条の個人で営む事業における男女共同参画の推進で、「府は農林水産業、商工業等の分野における個人で営む事業において、男女共同参画が推進されるよう、啓発、相談その他必要な環境整備を行うものとする。」と書いてあります。

〈座長〉それは基本理念ですか。

〈委員〉第１０条です。

〈事務局〉第１０条ということは基本理念ではないと思います。

大阪府内市町村の条例では、豊中市だけが基本理念で入っています。

〈委員〉他市の条例は全体を見てみないと分からないのですが、この第４号の前に入れると言われているのは、おそらくまず職場があって、家庭があるじゃないかという趣旨で言われているのだらうと思います。座長が言われるように、確かにここに「就業の場における男女平等」を挿入するのは異質であるかと思いますが、前文との整合性という点からは、入れてもいいかなという気がします。

〈座長〉そうしますか。すると追加するとしたら、どうしますか。

〈委員〉「就業の場」を「職場」にした方がいいと思います。というのは事業者の役割のところで「職場」という表現がありますので、それと統一した方がいいと思います。

〈座長〉いただいたご意見・提案の中には、非正規と正規の均等な待遇など新しいヨーロッパ型の労働のあり方を基本理念の中に入れるという意見もあるし、少しマイル

ドな形で従来の発想どおり雇用の場における均等待遇について書き込むという意見もあります。非正規と正規の賃金格差や制度の格差ということになると、これは少し未来志向的になるし、4番目のご意見ではワークライフバランスなど視野を広げているような文章になります。

〈委員〉一番上の「男女が、就業の場において、均等な機会と待遇を享受できる状況が実現されるよう配慮されること。」がいいと思います。非正規労働者の問題を取り上げてしまったら、派遣法も廃止しないといけないなどの話も出てきます。

〈委員〉確かにそうですね。

〈委員〉この表現だったら間接差別の問題もある程度含められているし、業者婦人の問題も含めて考えられると思います。

〈座長〉それでは、1番目の提案を採用し、第4号の後に入れますか。

〈委員〉どちらが先かというのは、また考えた方がいいですが第4号の後がいいかも知れません。

〈座長〉次に、第8条「性別による差別的取扱いの禁止等」についてですが、ドメスティック・バイオレンス及びこれに相関する児童虐待を挿入するという意見ですが、どうですか。

〈委員〉これは入れていただきたいです。

〈座長〉これは以前議論に出ていました。

〈委員〉入れるとなると、児童虐待とは何かという定義規定をしなければなりません。

〈座長〉検討委員の会では議論としては出ていましたね。

〈委員〉重要な問題であるということはわかりますが、別のところで議論していただいた方がいいと思います。

〈座長〉定義付けをして児童虐待を入れますか。

〈委員〉この条例の持つ意味を考えたときに、そこまで踏み込むべきものなのかどうか。児童虐待というのは深刻な問題です。我々の地域でも民生委員さんを中心に見張りをしっかりやっています。軽視するわけではありませんがこの条例の趣旨を考えたときに、児童虐待まで含めたらもう何もかも入れなければならないことになります。

〈委員〉そうですね。男女共同参画という条例ですので。

〈座長〉では、児童虐待についても議論したということで、当然ここに含まれるということにしましょう。

〈委員〉「何人も、性別を理由とする差別的な取扱いを行ってはならない。」というところに、「直接的、間接的であるを問わず」というのは、入れたほうがいいですか。入れなくても、意味は一緒ですか。

〈委員〉意味は全く一緒です。そもそも差別をしてはいけないというのは、別にここに書かなくても、当たり前のことです。それをあえて書いているのは、性別を理由とした差別についてだめだと言いたいから書いているわけで、ストレートにだめだという方がいいと思います。

〈座長〉例えばここに直接的、間接的差別をしてはいけないと書いた場合に、直接とは何か、間接とは何かという定義が必要になります。

〈委員〉直接的、間接的というと、かえって意味がわからなくなります。

〈座長〉例えば昇格するときに、転勤を何回しているかということが条件であるとする、

転勤できる人とできない人で昇格できるかできないかが起こってきます。転勤できない女性の場合はそういう試験を受けることもできない。女性が昇格できないと直接的には言っていないのですが、間接的に女性が排除されるような仕組みやシステムがあります。性別を理由とする差別的取扱いにはそういう差別もあることに気づいてくださいということです。

〈委員〉逐条解説のところに、こういうものが全部含まれますということを入れていただいたらいいと思います。

〈委員〉審議会についてですが、第三者機関が審議会だと思っていました。要するに審議会というのは諮問機関で、いろんな意見を吸収して意見を述べるのが審議会であって、苦情処理の問題とは別だということがわかりました。

苦情の処理及び人権が侵害された場合における被害者救済のための措置については、オンブズパーソンの機能を含めて検討し、苦情処理及び被害者救済の実効性を確保できる制度とすることということが男女共同参画社会基本法案の附帯決議に出ています。これは大事なのではないかと思います。

このような条例はモラル規定になってしまう可能性があるので、条例違反の申出を受けたら、調査・分析し、公表及び勧告、指導するといった独立した専門機関の設置が必要ではないかということが分かったんです。

審議会と私の考える第三者機関は意味が違うんです。

〈座長〉これは、前に議論をしましたね。

第三者機関を置くということについて、最後どのような議論になっていましたか。

〈事務局〉皆さんからご提案をいただいたのでは、審議会に入っていたいただいた委員の中から2、3人をこの担当として選んだらどうかと。

この原案では「苦情処理」というような言い方はイメージも悪く、「意見、提案等」としましたが。

〈座長〉そういう審議会委員も入りますが、審議会とは別な第三者的な機関・仕組みを置くことはどうですか。

〈事務局〉意見・提案等への対応はできるだけ早く、適切にするのが原則ですが、審議会とは別に意見・提案等の申出を受けた際の第三者機関を設けるのはかえって事務的に煩雑になり、また、申出られた意見・提案等は、審議会にも報告すべき事項であると思いますので、そのようなことを考えると、審議会の委員さんと、意見・提案等を受けたときに相談にのっていただく方とを兼ねておいてはどうかというご意見がこれまでの検討委員の会でありました。

〈座長〉それは機能的ではありますが、理念的にはこういう意見に対して説得しにくいですね。

第三者的な機関をシステムのきちんと置くということは、それほど大きな労力の要るものでもありません。第三者機関の設置を掲げておくことで、意見に対して応えることはできますが、これを検討し直すとなると大変です。

〈委員〉あとは市民のご意見を十分反映させてもらって本当に実効性のある条例になるようにお願いしたいです。

〈座長〉第15条の「相談への対応」あるいは第14条についても、市長は迅速かつ適切に対応するとあり、これは当然のことですがどうですか。

〈委員〉差別的取扱いや人権侵害を受けた被害者救済の実効性が確保できるように工夫を

していただき、そのことが市民にも理解できるような条例にしていだけたらいいのではないかと思います。

〈座 長〉どうしますか。

〈委 員〉審議会の位置付けが、若干トーンがダウンしているというのは確かにあると思います。第14条第2項でも、市長は「迅速かつ適切に対応するものとする。」とありますので、これは対応しなければならないということです。第15条でも、市長は「迅速かつ適切に対応するものとする。」とあり、これもやはり対応しなければいけないということです。第14条第2項で、「この場合において、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。」とありますが、意見を聴かないということは相当瑣末な案件を除いてはあり得ないと思います。そういうように審議会のチェックがかかりますので、それでいいという理解でいいのでは。

〈座 長〉「必要があると認めるときは」というのは、一応よほど瑣末な意見・提案等でない限りこの審議会にあげられて来るのですが、「必要があると認めるときは」という表現は非常に語感的に弱いという指摘ですよね。

〈委 員〉語感的というよりは、市長が必要があると認めるのか認めないのかという、そこが何かおかしいのではないかと思います。

〈委 員〉確かに「必要だと認めるとき」という表現は、常識的に見ればこれでは弱いと思われると思います。ただここに例を挙げたりする形で限定していくと、それについては意見を聞かなければいけないけれどもそれ以外は聞かなくてもいいという解釈になってしまいます。法令解釈上はそうになってしまうのです。そうすると、かえってこの制度を意味のないものにしてしまう結果になると思うので、それはやめた方がいいと思います。

〈座 長〉委員会の主体性みたいなものが少し弱められるという気持ちがあるのですね。

〈委 員〉審議会はもともと諮問を受けて答申をするという役割を持っているのですが、当然、第三者的な立場から市の行政について考え、意見を言うので、市長と対等とまでは言わないけれどもかなり対等に近い状態でやり合うということです。

〈座 長〉求めに応じて開いたり、意見を述べるというのがここに要るのかなと思いますね。

〈事務局〉これは仕組み上の問題で、審議会というのは、附属機関といいます。市長の諮問機関であり、附属機関になるわけです。ですから、おっしゃったように非常に重い権限と権能を持っているということで、法令上は担保されています。審議会と個別の苦情の処理を一緒にするととなると、少し話しがややこしくなります。今の議論では、苦情処理そのものを、どのように担保するかという議論であって、審議会と少し異質なものになります。それで前回の検討委員の会で、委員がおっしゃっていただいたように迅速に処理をしなければならない手法として、審議会の中に何人か置いてもらって、それはそれでしっかりやったらどうかということなので、現実性は担保されていると、あの時点では我々は理解しています。審議会とは別の処理機関の必要性を軽視するものではなく、議論としては分けた方がいいかなと感じます。

〈座 長〉ただ客観的に見ると、それはどうでしょうか。

〈委 員〉審議会の運用レベルで、委員が要求したときにも、審議会が開催されるというような仕組みを規則の中に盛り込んでおく。そうすると委員の方から問題だから審

議会を開いてほしいというときにも、審議会は開かれるということにすれば、担保されるかと思います。

〈事務局〉例えば、政治倫理審査会というのがありますが、これは市長が諮問しなくても、審議会が自ら開催するという場合があります、そのようなイメージです。いずれにしても、ちょっと前へ出るような形で制度上見えるようにします。

〈委員〉それが大事だと思います。

〈委員〉審議会の自主性を強調できるように。

〈委員〉原案のままだと市長が求めなければ、何もできないという感じがします。

〈座長〉委員の数についてですが、「男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならない」というのを入れておいてください。他の条例ではこのようなことはあまり書かれていませんが男女共同参画条例だからこそ書いて意味があるものなので、入れておいてください。

〈委員〉再任を妨げるか、妨げないかということについてですが、解釈的に疑義があると思うときは入れますが多分、案を作られた時には、そういう疑義はないだろうという想定で作られていると思います。再任は妨げないんですね。

〈事務局〉それは、審議会設置規則でうたいます。

〈座長〉「市が出資している法人への男女共同参画の推進」という意見も寄せられていますが、そういうことも考えていってほしいですね。これはなかなかいい意見です。あらゆる分野の共同参画推進という中に、こういう問題も入れていっていただきたいですね。

〈事務局〉本日のご意見を受けて、もう一度きちんと見直しをします。語句につきましては受ける側のイメージのほかに、法的な用語の使い方についても、政策法務課と確認をします。パブリックコメントに対する市の考え方は1月末を目処に公表したいと考えています。

〈座長〉市の答え方としても、やはりこんなにもたくさんの意見をいただいたので、それをしっかりと出して、これについてはこういうことで採用しましたとか、あるいは、これについてはこういうことで議論の対象になって、こうなりましたというように書いてください。却下したということではなく、ご趣旨はこういうことで生かしていきますというように、全部をすくい上げていくような形で答えてもらうようお願いします。

～ 原副市長 お礼の挨拶～

〈事務局〉本当にさまざまなご協力をいただきましてありがとうございます。本日の会議はこれにて閉会とさせていただきます。

別紙

(委員)

細見	三英子	座長
関根	聡	副座長
西田	幸介	委員
中西	啓詞	委員
二宮	久子	委員
小松	照明	委員
大中	美子	委員
土本	晶美	委員

※欠席：眞鍋トミエ委員、柏本景司委員

(事務局)

田中	清	人権文化ふれあい部長
松村	節子	人権文化ふれあい部次長
万代	辰司	人権文化ふれあい部次長兼課長
中山	寛規	人権政策課男女共同参画推進係係長
北野	智恵子	人権政策課男女共同参画推進係副主査

資料 ・ 次第

- ・ 資料 1 (仮称) 八尾市男女共同参画推進条例 (案)
- ・ 資料 2 市民意見提出制度で寄せられた意見